

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(保険税の減免) 第18条 (略) 2 及び 3 (略)	(保険税の減免) 第18条 (略) 2 及び 3 (略) <u>4 第2項本文の規定にかかわ</u> <u>らず、市長が、当該者が第1</u> <u>項各号のいずれかに該当する</u> <u>ことが明らかであり、かつ、</u> <u>保険税を減免する必要がある</u> <u>と認める場合は、申請書の提</u> <u>出及び減免を受けようとする</u> <u>事由を証明する書類の添付を</u> <u>省略することができる。</u>	項の追加
<u>4 及び 5</u>	<u>5 及び 6</u>	項の繰下げ

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険被保険者の国民健康保険税の減免の申請について、所要の改正をするものである。